

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

固定資産税・都市計画税の軽減措置

Q 弊社は新型コロナウイルス感染症の影響で売上が前期に比べ大きく減少しています。様々な給付金の他に、固定資産税・都市計画税の減免措置があると聞きました。これはどのような制度でしょうか？

解説

中小企業等の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、**ゼロ又は1/2**とされます。

1. 対象者・軽減率

- ①2020年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の対前年同期比減少率
- 50%以上減少 …… 全額免除
 - 30%以上50%未満 …… 2分の1軽減

②中小事業者（※）であること

（※）資本金(出資金)の額が**1億円以下の法人**(大企業の子会社を除く)、従業員数が1000人以下の個人

2. 軽減対象

①設備等の償却資産および事業用家屋に対する固定資産税（通常、評価額の1.4%）

②事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

3. 申請方法

①中小事業等は**認定経営革新等支援機関等**に、ア) 中小事業者等であること、イ) 事業収入の減少、ウ) 特例対象家屋の居住用・事業用割合について、確認を受けます。

②認定支援機関等は内容を確認したのち、中小企業者等に**確認書を発行**します。

③中小企業者等は、申請期限（**2021年1月末**）までに、固定資産税を納付する市町村に確認書等の書類一式とともに軽減を申請します。

※市町村の受付開始は2021年1月からを予定しています。

要するに…

新型コロナウイルスのため、売上が前年同期比で大幅に落ち込んでいる中小企業や個人に、2021年度の固定資産税の軽減措置が設けられました。該当する対象者は**2021年の1月末までに**忘れずに申請しましょう。